（捜査企画情報課の所掌事務）

第七百二十九条の二　捜査企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の捜査に関する企画及び調整に関すること。

二　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関すること（指定薬物専門官、横浜分室及び神戸分室の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

2　（略）

（上席密輸対策官及び密輸対策官の職務）

第七百三十四条の三　上席密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する企画及び調整に関する事務を行う。

2　密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する事務を行う。

（指定薬物専門官の職務）

第七百三十四条の四　指定薬物専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）に関する情報の収集及び分析に関すること（国際情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りのうち、他の機関と共同して行う立入検査等の実施に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第七百三十四条の五　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び指定薬物鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び指定薬物鑑定官一人を、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2～4　（略）

（指定薬物専門官の職務）

第七百五十一条　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

（指定薬物専門官の職務）

第七百五十七条の二　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

附　則

1～4　（略）

（捜査企画情報課の所掌事務）

第七百二十九条の二　捜査企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する企画及び調整に関すること。

二　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関すること（指定薬物対策官、横浜分室及び神戸分室の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

2　（略）

（上席指定薬物対策官、指定薬物対策官及び指定薬物専門官の職務）

第七百三十四条の三　上席指定薬物対策官は、命を受けて、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関する事務の総合的な企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

2　指定薬物対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）に関する情報の収集及び分析に関する事務（国際情報課の所掌に属するものを除く。）を行う。

3　指定薬物専門官は、命を受けて、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りのうち、他の機関と共同して行う立入検査等の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

4　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局の指定薬物専門官は、前項に規定する事務のほか、第二項に規定する事務を行う。

（新設）

第七百三十四条の四　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び指定薬物鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び指定薬物鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官二人を、東海北陸厚生局の鑑定課に、鑑定官一人を置く。

2～4　（略）

（指定薬物専門官の職務）

第七百五十一条　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の三第二項及び第三項に規定する事務を行う。

（指定薬物専門官の職務）

第七百五十七条の二　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の三第二項及び第三項に規定する事務を行う。

附　則

1～4　（略）